



第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョン (平成27年度～平成31年度)

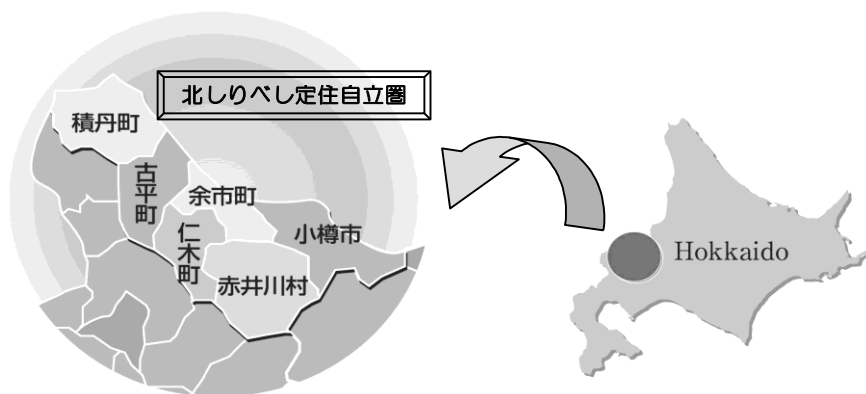
定住自立圏の名称

北しりべし定住自立圏

定住自立圏の構成市町村

中心市 小樽市

近隣町村 積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村



定住自立圏共生ビジョンの期間

平成27年4月～平成32年3月〔5年間〕

(ただし、毎年度所要の変更を行うものとする。)

平成29年3月変更

北海道 小樽市

目 次

第1章 圏域の将来像

- 1 圏域の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 将来像の実現により形成される圏域のイメージ・・・・・・・・・・ 2
- 3 将来像実現に向けた目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 中長期的な将来人口及び年少・生産年齢人口比率の展望・・・・・・・・ 4

新規追加

第2章 圏域の現況と課題

- 1 北しりべし定住自立圏の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 北しりべし定住自立圏域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 北しりべし定住自立圏の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 これまでの取組状況と今後の方向性

- 1 生活機能の強化に係る政策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野・・・・・・・・・・ 13
- 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野・・・・・・・・・・ 15

第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

- 1 政策分野別共生ビジョンの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 政策分野別の事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

一部改正
(基本目標・
KPI)

実施事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ □

(資料編)

圏域の現況

- 1 6市町村の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ □
- 2 圏域の結びつき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ □
- 3 人口等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ □
- 4 産業等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ □
- 5 地域医療の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ □

北しりべし定住自立圏形成の経過及び政策分野ごとの取組状況

- 1 北しりべし定住自立圏形成の主な経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ □
- 2 政策分野ごとの取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ □

第1章 圏域の将来像

1 圏域の将来像

**魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、
小樽市を玄関口として、人、もの、情報が交流する圏域**

北しりべし定住自立圏域を構成している市町村は行政面、経済面において深いつながりを有しており、交通網や交通手段の発達により、市町村の境界を意識することなく、往来し、互いの地域資源の恩恵を享受するなど、結びつきはますます強くなっています。

これまでも、広域的な課題解決に向けた取組として、平成14年度から「北しりべし廃棄物処理広域連合」を組織し、ごみ処理を共同で行っているほか、平成22年度に定めた第1次共生ビジョンに基づき、地域医療体制の確保、広域観光の推進、成年後見センターや消費者センターの運営、圏域内を横断する生活路線バスの維持などに共同で取り組み、圏域における住民の生活や経済活動などの維持・確保に努めてきました。

しかしながら、圏域の人口は減少の一途をたどり、高齢化率も全国平均を大きく上回っていることから、人口の社会減少を抑制する取組が求められます。今後も圏域における定住に必要な生活機能の確保・充実、自立に必要な経済基盤の強化に向け、取組を継続していく必要があります。

後志地域は「北海道の縮図」と言われており、北海道の代名詞である美しい自然環境と新鮮な農水産物を有しています。圏域は小樽市の都市機能を備え、札幌市と隣接していることから、年間1,000万人近い観光客が訪れており、近年では東アジアや東南アジアを中心に外国人観光客も増加しています。

このことから、圏域の構成市町村が持つ歴史や文化、農水産物や観光資源など、魅力ある地域資源を最大限に活用するため、住民・民間事業者・行政が協働・連携し、圏域の広域観光を推進する必要があります。国内のみならず、海外へも広く情報発信していくほか、強みである観光と地場産業の連関を高めるため、アグリツーリズムやメディカルツーリズムなどに取り組み、長期滞在型観光を推進するとともに、地域資源を活用した新たな商品やサービスを開発する必要があります。

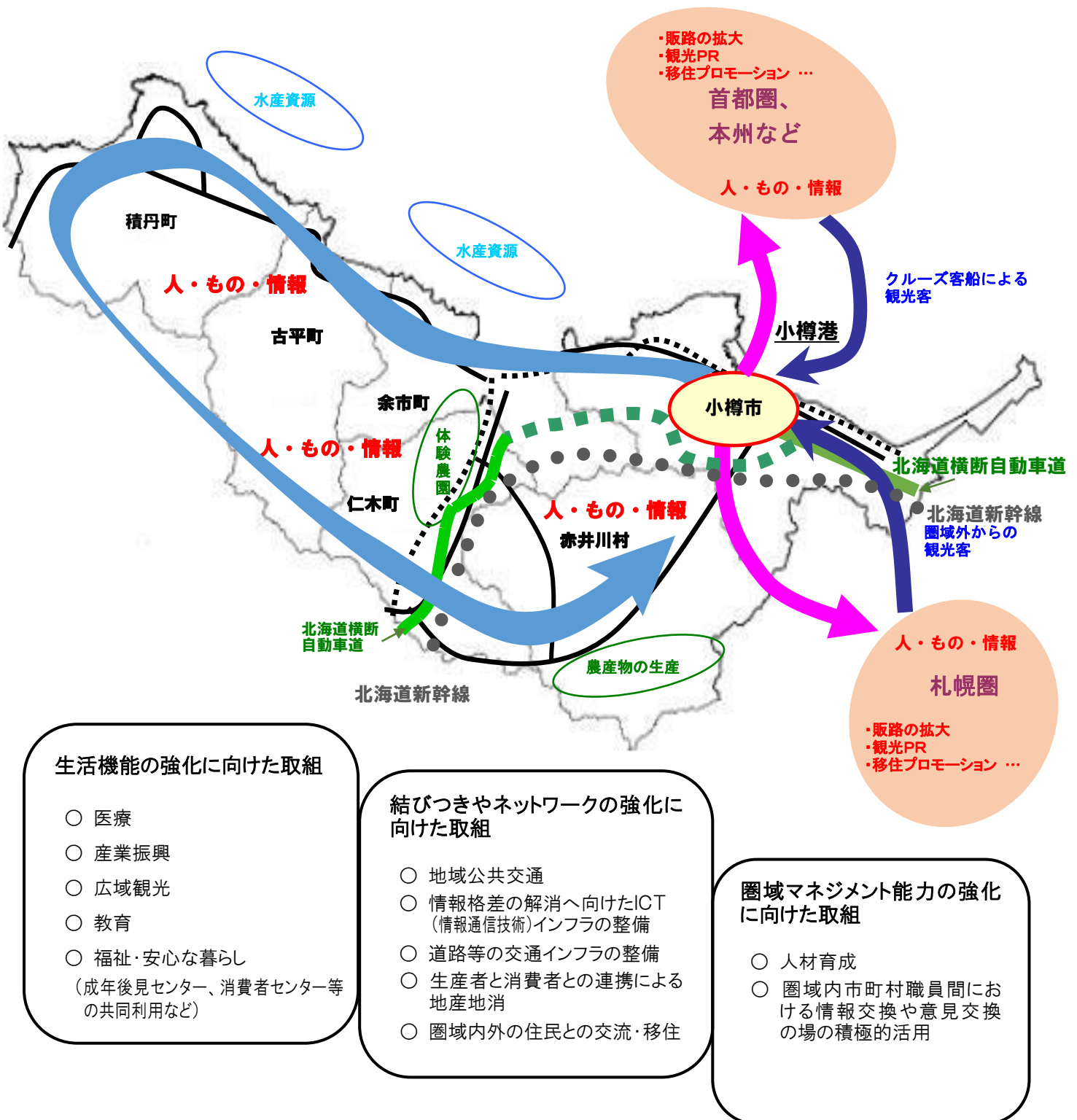
また、これらの担い手である民間事業者に活力を与え、圏域経済の活性化と雇用の確保を図るため、6次産業化の取組を推進し、農水産物の需要拡大や地場産品の販路拡大を促し、流通形態の変化に対応した販売チャンネルを確保する必要があります。

そして、圏域内外の住民や観光客などの交流の推進を図るには、交通・ネットワークの確保が重要です。圏域内の国道・高速道路・新幹線の整備が促進されることで、札幌市をはじめ道央圏のみならず、道南、本州、首都圏とのアクセスの利便性が向上し、より一層交流人口が増加するものと期待されます。

さらに、持続可能な圏域を形成していくためには、住民が安心して暮らせる環境や、圏域内の生活路線の維持・確保が前提となりますが、とりわけ雇用確保と起業支援の取組や、子育て世代が安心して暮らせるための環境整備など、若年層の定住に寄与するような取組を継続する必要があります。

このような認識の下、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志6市町村は、新たな共生ビジョンに基づいたさらなる連携の強化を図ることにより、将来にわたり自立した活力ある圏域の形成に努め、魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域を目指します。

2 将来像の実現により形成される圏域のイメージ



3 将来像実現に向けた目標

(1) 圏域の住民が安心して暮らせる地域づくり

人口減少と少子高齢化が進行している中、圏域の住民が住み慣れた地域で、安心して健康的に暮らすことのできるよう、生活環境の整備が求められています。

特に、医療分野においては、引き続き圏域内の医師会の協力のもと、初期救急医療、小児科及び周産期医療体制の維持・確保に努めます。

また、市立病院・公的病院を中心とした、医療情報の電子化及び地域医療のネットワーク化を進めるとともに、各地域が関係機関と連携し、医療と介護、介護予防や生活支援等が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築に向け、圏域内での情報交換と情報共有に努めます。

(2) 圏域の歴史や地域資源を活用した広域観光の推進と圏域内連携による産業の活性化

当圏域を構成する近隣5町村の主要産業は農水産業であり、就業人口も高い割合を占めていますが、就業者の高齢化や担い手不足などの問題を抱えています。

一方、中心市である小樽市の主要産業は卸売・小売業やサービス業であり、有効求人倍率などの雇用環境は好転しているが、生活環境や労働条件の違いにより、若者層の市外への流出が懸念されています。

今後、定住人口を維持するためには、強みである観光と地場産業の連関を高め、地場産業の活性化による魅力ある雇用の場の確保が不可欠です。構成市町村が持つ歴史や文化、農水産物や観光資源など、地域の魅力ある資源を最大限に活用し、圏域の広域観光を推進し、広く国内外へ情報発信するとともに、圏域内で連携した加工品やサービスの開発に努めます。

また、6次産業化の取組を推進し、農水産物の需要拡大や地場産品の販路拡大、流通形態の変化に対応した販売チャンネルの確保により、圏域経済の活性化と雇用の確保に努めます。

(3) 圏域内の交通の整備

圏域内の地理的条件が不利な地域において、住民が安心して暮らすため、通院や通勤・通学のための生活路線の維持・確保と、これを支える交通インフラの整備が必要です。

今後、圏域内の住民はもちろん、観光客などの利便性にも配慮し、生活路線の維持・確保に取り組むとともに、効率的な道路交通ネットワークについて検討します。

加えて圏域内外の交流人口を増加させ、物流の定時性を確保するため、国道・道道の安全確保のための整備はもとより、圏域への高速道路や新幹線の延伸を見据えた二次交通網の整備促進について、引き続き関係機関と連携を図ります。

(4) 施設の有効活用による圏域内外の住民の交流と生きがいつくりの促進

圏域内外における住民の交流を促進するため、それぞれの歴史、文化、自然、暮らし、イベントなどの地域の魅力や、圏域内の各施設を有効に利用した生涯学習及びスポーツなどの情報を一体となって発信します。

圏域の住民に対し、生涯学習等への参加の機会を提供することで、圏域内の交流を促すとともに、生涯学習やスポーツなどを通じて、生きがいつくりや健康増進を図ります。

(5) 交流人口の拡大と移住の促進

圏域への高速道路や新幹線の延伸による高速交通網の整備を見据え、国内外から年間700万人もの観光客が訪れる小樽市を玄関口として、アグリツーリズムなど、圏域内の歴史や豊かな自然、食資源などの地域資源を活用した長期滞在型の広域観光の取組を進めます。交流人口の拡大と滞在時間の延長を図ることで、圏域内における経済波及効果を高め、雇用確保によるダム効果により、札幌市への人口流出を抑制します。

また、定住人口の確保に向けた移住の促進を図るため、各市町村が連携し、首都圏等での移住促進イベントへの参加などを通じて、圏域の地域資源や住環境などに関する情報の効果的な発信に努めます。

(6) 地域を支える人材を育成し、自立した活力ある圏域の形成

住民が自ら責任と新しい発想を持ち、限られた資源を活用し、魅力ある圏域づくりを推進していくためには、住民との協働が必要です。

そのためには、まず各市町村の職員の意識改革を促し、政策形成能力の向上を求めていく必要があります。定期的に各分野の担当者が交流することにより、圏域の課題について共通認識を醸成し、住民ニーズの把握に努めます。

一方で、地域を支える人材の育成・確保のため、地域の教育機関などとの連携により、圏域の実情を理解し、道内・道外あるいは海外へと、橋渡しすることのできる人材の育成に努めます。

4 中長期的な将来人口及び年少・生産年齢人口比率の展望

本ビジョン(終期:平成32年3月末)においては、下表の2020年(平成32年)の数値を目標とします。

(単位:人、%)

| | 2015年 (平成27年) | 2020年 (平成32年) | 2025年 (平成37年) | 2030年 (平成42年) | 2035年 (平成47年) | 2040年 (平成52年) |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 圏域の展望人口 | 151,453 | 145,621 | 137,764 | 130,948 | 126,119 | 122,128 |
| (参考)社人研推計 | 151,654 | 139,734 | 127,455 | 115,352 | 103,701 | 92,559 |
| 年少・生産年齢 人口比率 | 62.8 | 60.4 | 59.8 | 59.3 | 58.6 | 58.6 |
| (参考)社人研推計 | 63.2 | 60.0 | 59.0 | 58.1 | 56.9 | 54.7 |

※「圏域の展望人口」は、2015年は国勢調査に基づく人口、それ以外は各市町村の「人口ビジョン」に掲載する将来展望人口の合計としている。

※「年少・生産年齢人口比率」は、「圏域の展望人口」のうち、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が占める割合を表している。

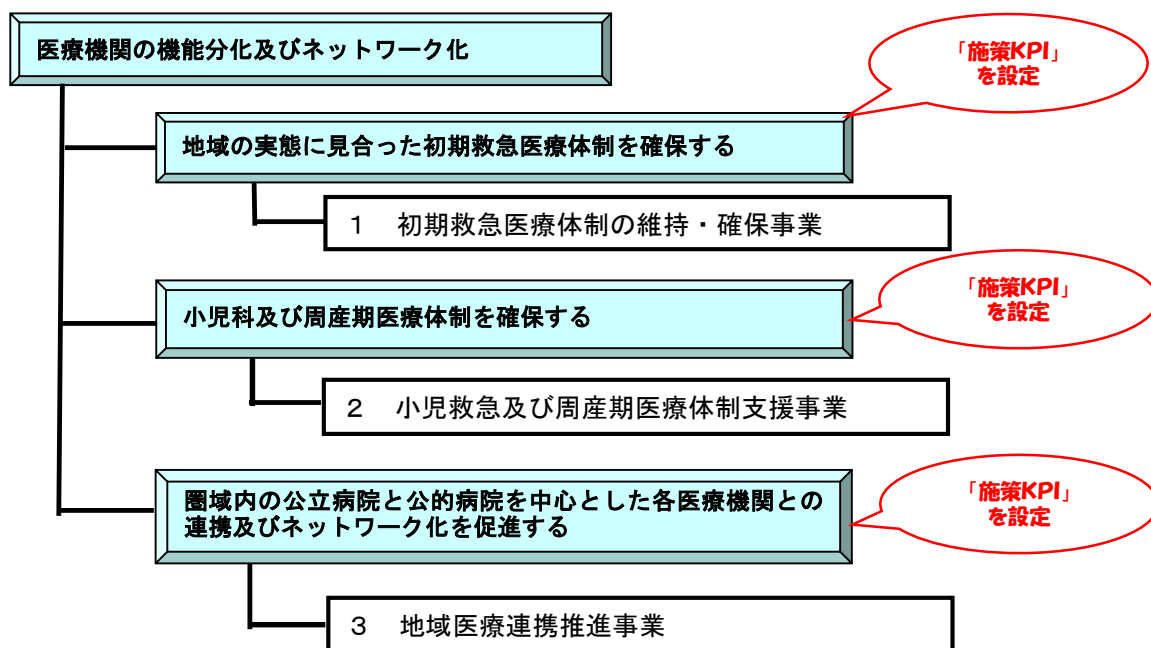
※「社人研推計」とは、平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口である。

第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

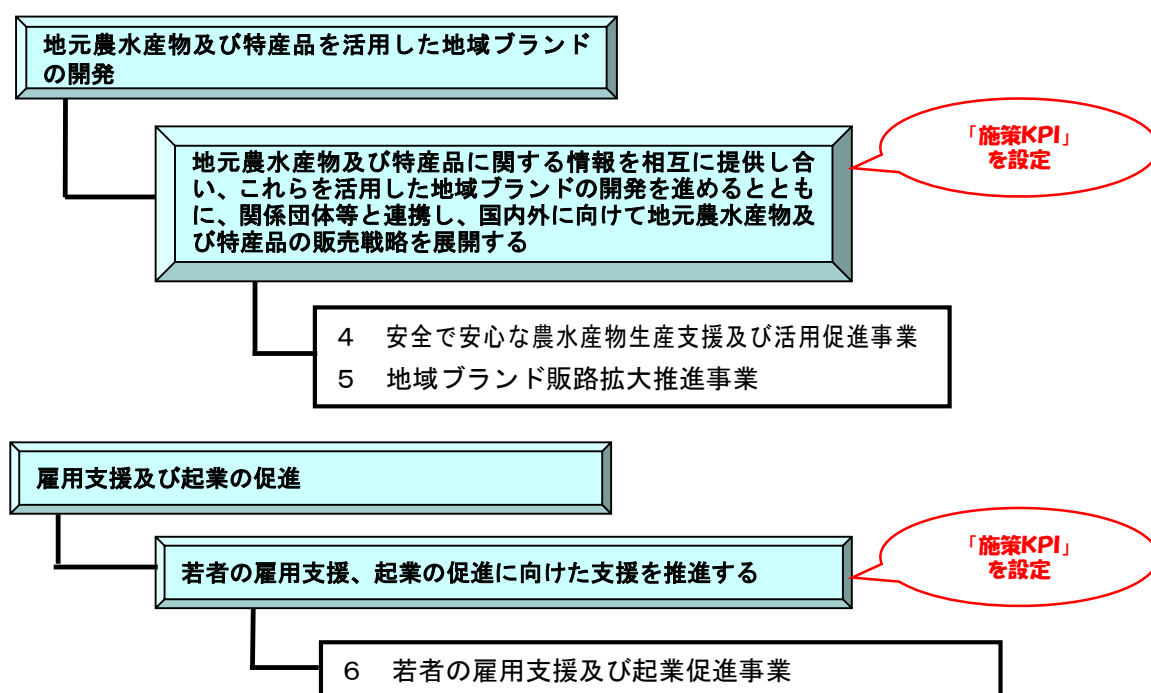
1 政策分野別共生ビジョンの体系

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

① 医療

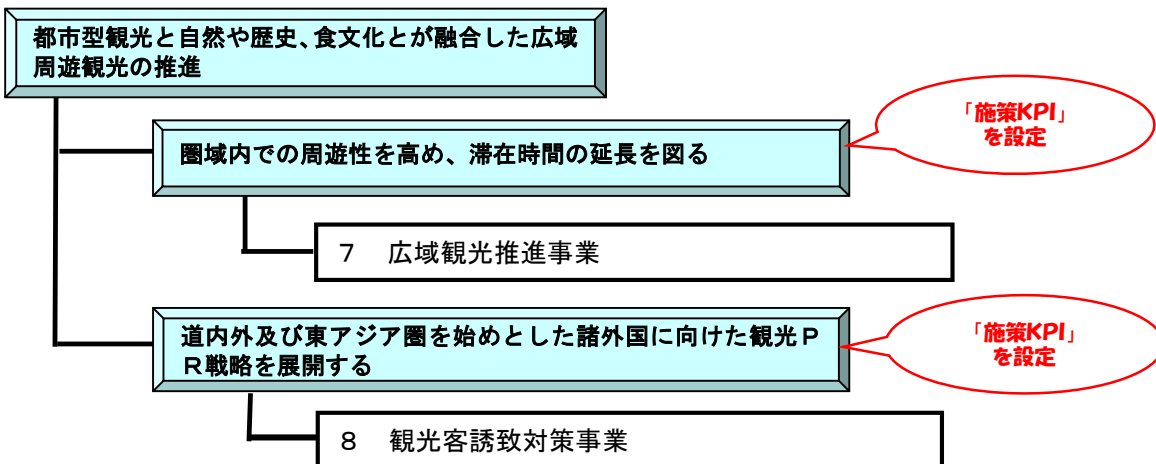


② 産業振興



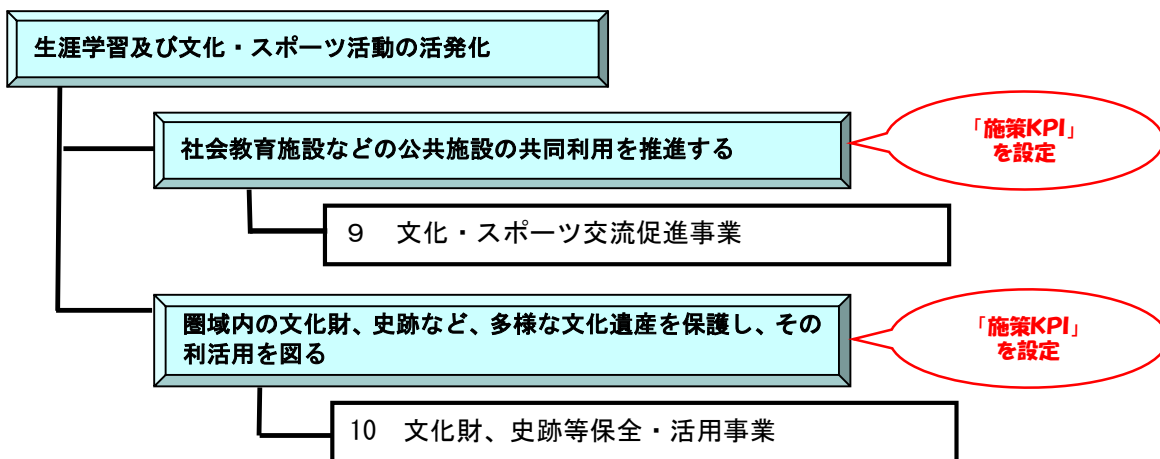
③ 広域観光

「基本目標」を設定



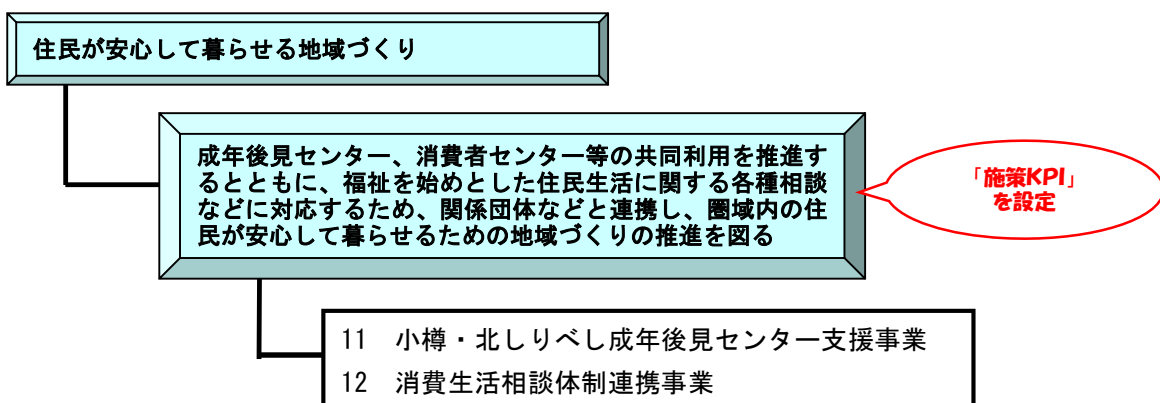
④ 教育

「基本目標」を設定



⑤ 福祉・安心な暮らし

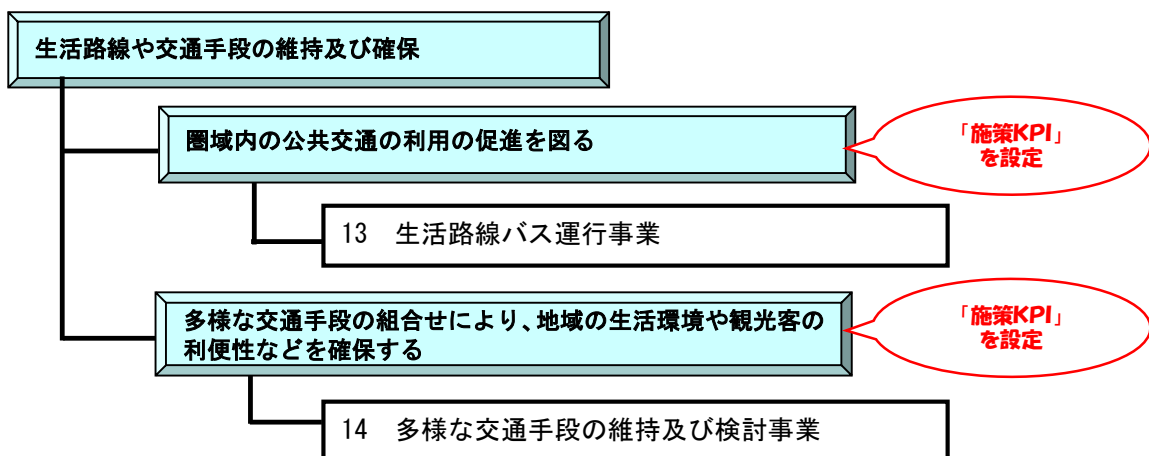
「基本目標」を設定



(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

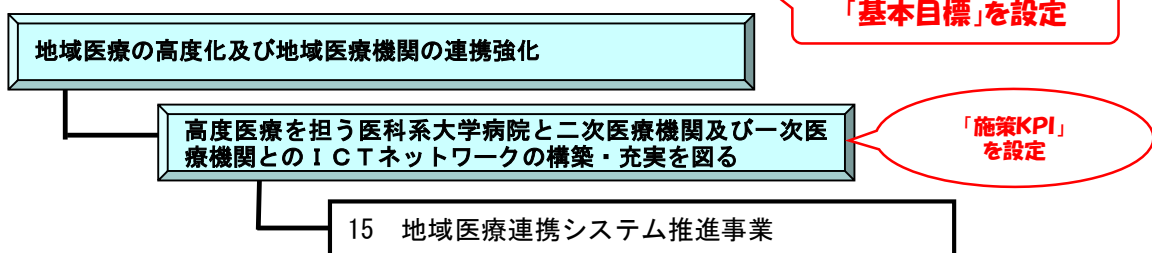
① 地域公共交通

「基本目標」を設定



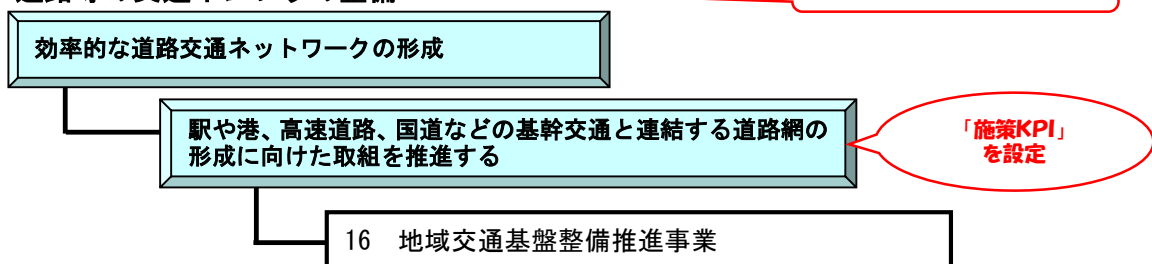
② 情報格差の解消へ向けたICT（情報通信技術）インフラの整備

「基本目標」を設定



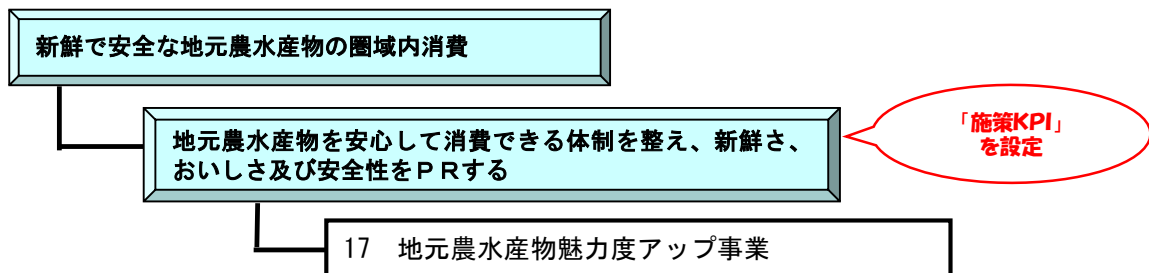
③ 道路等の交通インフラの整備

「基本目標」を設定

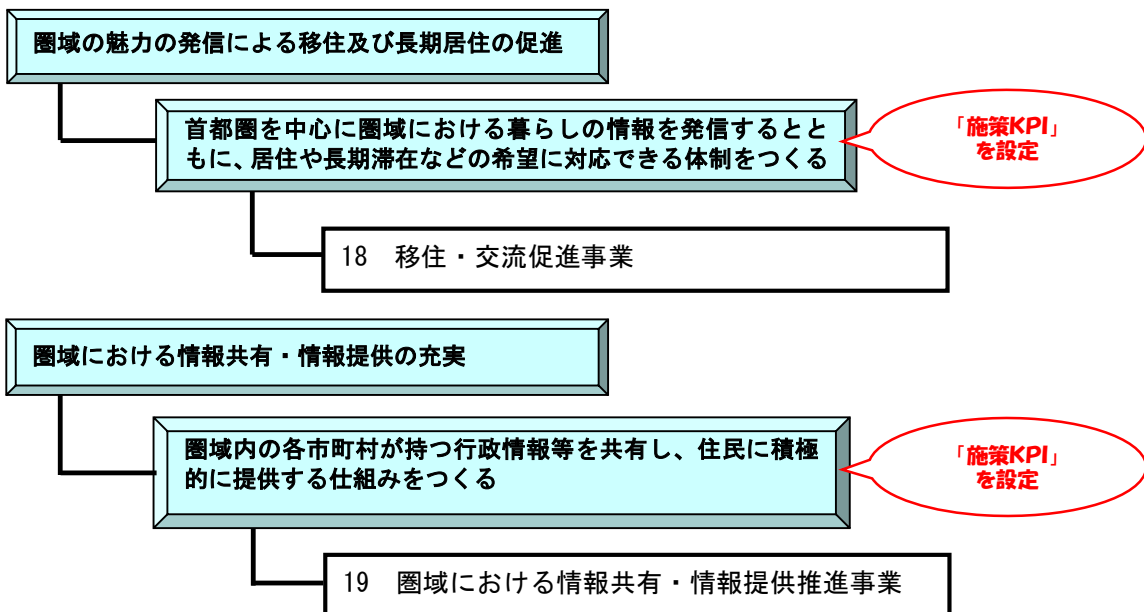


④ 生産者と消費者との連携による地産地消

「基本目標」を設定

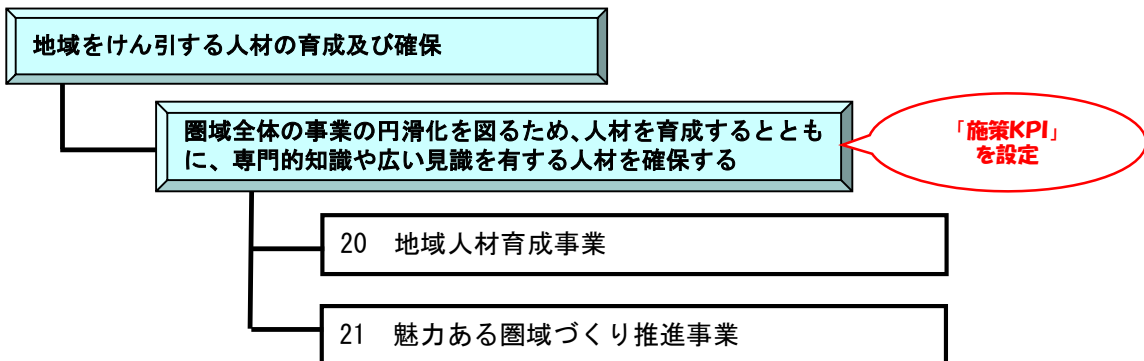


⑤ 圏域内外の住民との交流及び移住 「基本目標」を設定

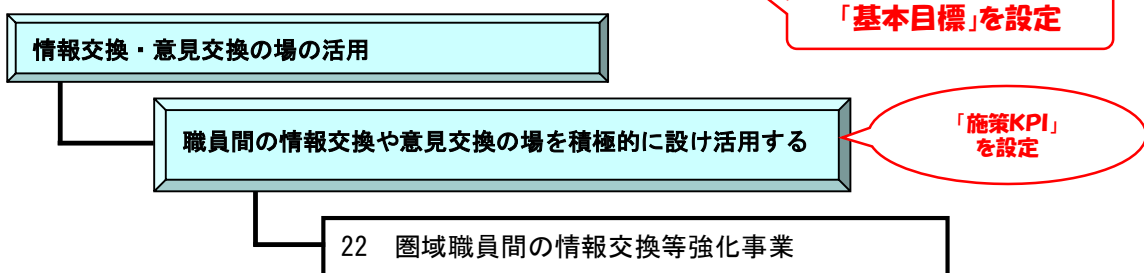


(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材の育成 「基本目標」を設定



② 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用



2 政策分野別の事業概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野の事業概要

① 医療

基本目標

- ・圏域内人口10万人当たりの病院・一般診療所の施設数 [か所]:
[現状値] 82.89 (平成27年度) → 【目標値】 82.89 (平成31年度)
- ・圏域内人口10万人当たりの病院・一般診療所の病床数 [床]:
[現状値] 2,518.5 (平成27年度) → 【目標値】 2,518.5 (平成31年度)

| | | | | | | |
|---|---|--|--------|--------|--------|--------|
| 協定書の内容 | 協定項目・取組事項 | 医療機関の機能分化及びネットワーク化 (1) 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。 | | | | |
| | 中心市の役割 | ア 初期救急医療の需要を把握する。 イ 夜間急病センター、休日夜間当番制など、初期救急医療体制の在り方を検討する。 ウ 圏域に適応した初期救急医療体制を構築する。 | | | | |
| | 関係町村の役割 | 小樽市が行う初期救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。 | | | | |
| | 取組の概要 | 小樽市と余市町が担っている圏域内の初期救急医療体制の維持・確保を図り、圏域内住民による利用状況を把握するとともに、救急医療の啓発を行います。 | | | | |
| 取組に係る成果指標 (KPI) | 初期救急医療体制を構成する医療機関での応需日数 [日]: [現状値] 365 (平成27年) → 【目標値】 365 (平成31年) | | | | | |
| 具体的な事業 | 事業名 | 1 初期救急医療体制の維持・確保事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | ○初期救急医療体制の維持 小樽市と余市町が担っている圏域の初期救急医療体制(夜間、日曜日や祝日、土曜日の午後の急病患者への対応) に対して、必要な支援を行います。 ○実態調査及び普及啓発 圏域内の住民による利用実態を把握するとともに、住民が適切に利用するための救急医療の啓発を行います。 | | | | |
| | 期待される効果 | ・圏域内の初期救急医療体制の維持・確保が図られ、圏域の住民が安心して暮らすことができます。 ・救急医療の啓発により、圏域内の住民が地域医療の救急体制についての認識が生まれ、適正な利用が期待できます。 | | | | |
| | 年度別事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | 充当財源 | 諸収入 (負担金) | | | | |
| 注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。 参考として、現時点での見込みを記載しています。 | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|--------|--------|--------|--------|
| 協定書の 内容 | 協定項目・ 取組事項 | 医療機関の機能分化及びネットワーク化 (2) 小児科及び周産期医療体制を確保する。 | | | | |
| | 中心市の役割 | 二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を維持し、継続するため、必要に応じた支援を行う。 | | | | |
| | 関係町村の役割 | 小樽市が行う二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。 | | | | |
| 取組の概要 | 圏域内の二次医療機関における周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するため、医療機関に対し必要な協力及び支援を行います。 | | | | | |
| 取組に係る 成果指標 (KPI) | 地域周産期母子医療センター（北海道社会事業協会小樽病院） 分娩取扱再開に向けた支援： 【現状値】 分娩取扱休止中 → 【目標値】 分娩取扱再開 | | | | | |
| | 小児科救急医療の応需日数【日】： 【現状値】 365（平成27年） → 【目標値】 365（平成31年） | | | | | |
| 具体的 な事業 | 事業名 | 2 小児救急及び周産期医療体制支援事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | ○小児救急医療体制の維持 小児の救急患者に対する医療を確保するため、小樽市は必要な支援を行うとともに、圏域内の利用実態を調査します。 ○周産期医療体制の支援 圏域構成市町村で圏域内の周産期医療体制を維持するために、必要な支援を行います。 | | | | |
| | 期待される効果 | ・ 地域周産期母子医療センターの役割を担う医療機関の機能強化が図られます。 ・ 圏域内で将来を担う子供たちが健康に暮らせる環境の整備が図られます。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 14,588 | 11,225 | 9,834 | 9,834 | 9,834 |
| 充当財源 | 道補助金、諸収入（負担金） | | | | | |
| 注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。 参考として、現時点での見込みを記載しています。 | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|--|--|---------|---------|---------|---------|
| 協定書の 内容 | 協定項目・ 取組事項 | 医療機関の機能分化及びネットワーク化 (3) 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワーク化を促進する。 | | | | |
| | 中心市の役割 | 一次医療及び二次医療を担う各医療機関の役割と機能を明確にするとともに、医療情報の共有化及びネットワーク化を促進するなど、新たな医療連携体制づくりに取り組む。 | | | | |
| | 関係町村の役割 | 医療機関連携やネットワーク化などを円滑に促進するため、関係町村の区域内的の医療機関に対し支援を行うとともに、小樽市が行う施策に対し必要な協力を行う。 | | | | |
| | 取組の概要 | 地域間の医療連携を実現し、圏域内で完結する医療体制を構築するため、地域の医療体制の維持・確保を行い、ネットワークの構築に取り組みます。 | | | | |
| 取組に係る 成果指標 (KPI) | 圏域内の公立病院と連携する医療機関数 [か所] : 【現状値】 96 (平成28年度) → 【目標値】 96 (平成31年度) | | | | | |
| 具体的 な事業 | 事業名 | 3 地域医療連携推進事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | <p>○地域医療体制の維持・確保 圏域内の住民が安心して暮らせるために、地域に公共医療機関がない町村は民間の病院・診療所の維持・確保に努めます。</p> <p>○ネットワーク化の構築 圏域内において、二次医療までおおむね地域で完結できる医療体制の確立を目指すために、小樽市立病院、公的病院が地域連携クリニカルパスを推進するなど、機能分担の下、ネットワーク化を推進するとともに、小樽市立病院が地域の医療従事者の資質向上を図るための地域医療連携センターとしての機能の充実を図りながら、地域医療体制の維持・確保を行います。</p> | | | | |
| | 期待される効果 | 医療機関の役割・機能の効率的分担により、患者にスピーディーで最適な医療サービスの提供ができます。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 279,804 | 206,248 | 205,687 | 205,134 | 204,586 |
| 充当財源 | | | | | | |
| 注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。 参考として、現時点での見込みを記載しています。 | | | | | | |

② 産業振興

基本目標

- ・ 圏域内の販売農家・経営耕地総面積 [戸・ha] :
 [現状値] 960・3,735 (平成27年)
 → 【目標値】 1,000・3,700 (平成31年)
- ・ 圏域内の水産物漁獲高・出荷額 [ト、千円] :
 [現状値] 15,274・6,317,439 (平成27年) →
 → 【目標値】 15,000・6,300,000 (平成31年)
- ・ 圏域内の製造品売上額等 [百万円] :
 [現状値] 192,210 (平成27年) → 【目標値】 192,200 (平成31年)

| | | |
|-----------------|-----------|---|
| 協定書の内容 | 協定項目・取組事項 | 地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。 |
| | 中心市の役割 | ア 圏域内の農水産物及び特産品、農業漁業体験等の情報などを収集し、関係町村とともに圏域内外を始め国内外に広くPRする。 イ 関係団体等と連携し、関係町村とともに地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドづくりに取り組む。 ウ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を関係町村に提供し、共にPR活動や販路拡大に取り組む。 エ 関係団体等と連携し、関係町村とともに海外における市場調査、販路の開拓及び圏域のPRに取り組む。 |
| | 関係町村の役割 | ア 関係町村の区域内で産出される農水産物及び特産品に関する情報を小樽市に提供して、小樽市とともにそのPRを行い、地域ブランドづくりを推進する。 イ 小樽市とともに地元農水産物及び特産品の国内外における販路拡大に取り組む。 |
| 取組の概要 | | 国が進める農商工連携の取組を推進することにより、新商品の開発の促進が図られるとともに、圏域内の農水産物の情報を首都圏に情報発信し、首都圏での活用を図ります。 |
| 取組に係る成果指標 (KPI) | | 展示商談会等における商談件数 [件] : [現状値] 412 (平成27年) → 【目標値】 460 (平成31年) |
| | | 海外展示会等参加企業数 [社] : [現状値] 7 (平成27年) → 【目標値】 10 (平成31年) |
| | | アンテナショップ件数 [件] : [現状値] 1 (平成27年) → 【目標値】 1 (平成31年) |
| | | 小樽物産展主催件数 [件] : [現状値] 1 (平成27年) → 【目標値】 1 (平成31年) |

| | | | | | | |
|--------|------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 具体的な事業 | 事業名 | 4 安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の安定生産 農水産物の安定生産を図るため、国や北海道の制度の活用を通じ必要な支援を行います。 ○地域ブランドの創出 産学官連携や農商工連携など異業種交流の推進により、圏域内の農水産物に付加価値を付ける取組を推進し、地域ブランドの創出を図ります。 ○情報発信 圏域内の農水産物の魅力を知ってもらうために、札幌圏や首都圏などに対し情報発信を図っていきます。 | | | | |
| | 期待される効果 | 圏域内の農水産物の情報の共有により、販路開拓と新商品開発が図られます。 | | | | |
| | 年度別事業費(千円) | 平成27年度 79,779 | 平成28年度 83,678 | 平成29年度 43,315 | 平成30年度 42,376 | 平成31年度 46,376 |
| | 充当財源 | 国庫補助金、基金繰入金、過疎債 | | | | |

| | | | | | | |
|--------|------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 具体的な事業 | 事業名 | 5 地域ブランド販路拡大推進事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○道内外における販路拡大 地元の素材を生かした加工食品等の開発を促進するとともに、道内外での物産展の開催及び支援、アンテナショップの展開、展示会への出展などにより、地場産品のPRと販路拡大を図ります。 ○海外に向けた販路拡大 海外への販路拡大を目的とする商談会、展示会等への参加や、新たな商品の輸出などに対して必要な支援を行うことにより、地場産品の海外での販路開拓・拡大を促進します。 | | | | |
| | 期待される効果 | 新たな販路拡大策の展開により、圏域の産業基盤の維持・確保が図られます。 | | | | |
| | 年度別事業費(千円) | 平成27年度 13,294 | 平成28年度 15,850 | 平成29年度 14,568 | 平成30年度 14,568 | 平成31年度 14,568 |
| | 充当財源 | 国庫補助金 | | | | |

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。
参考として、現時点での見込みを記載しています。

| | | | | | | |
|---|--|--|--------|--------|--------|--------|
| 協定書の内容 | 協定項目・取組事項 | 雇用支援及び起業の促進 若者の雇用支援、起業の促進に向けた支援を推進する。 | | | | |
| | 中心市の役割 | ア 圏域内の高等学校及び企業と連携し、圏域内での雇用促進を図る。 イ 市内での起業を促進するため、必要な支援を行う。 | | | | |
| | 関係町村の役割 | ア 小樽市が実施する雇用促進の取組に対し、関係町村の区域内にある高等学校及び企業に参加を呼びかけるなどの必要な協力を行う。 イ 関係町村の区域内の住民に対し、小樽市が実施する起業促進の取組を周知する。 | | | | |
| | 取組の概要 | 圏域内における若者の雇用を促進するため、企業説明会などの開催に係る支援を行うほか、起業を促進するための支援を行います。 | | | | |
| 取組に係る成果指標(KPI) | 圏域内における高校生の圏域内就職率 [%] : 【現状値】 46.8 (平成27年) → 【目標値】 50.0 (平成31年) | | | | | |
| | 圏域内における新規起業家数 [人] : 【現状値】 6 (平成27年) → 【目標値】 15 (平成31年) | | | | | |
| 具体的な事業 | 事業名 | 6 若者の雇用支援及び起業促進事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | ○若者の雇用支援 圏域内の高等学校や企業と連携し、企業説明会やセミナーなどを行い、圏域内での若者の雇用に結びつけます。 ○起業の促進に向けた支援 新たに起業しようとする者に対し、起業に必要な支援を行い、事業の安定化に向けたサポートを行います。 | | | | |
| | 期待される効果 | 高校生の就職に向けた実践力の習得や就労意欲の向上につながるほか、雇用のミスマッチ防止が期待できます。また、新たな起業家が増えることで、圏域内の産業振興につながることを期待できます。 | | | | |
| | 年度別事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 34,204 | 42,616 | 28,042 | 28,042 | 28,042 |
| 充当財源 | 国庫補助金 | | | | | |
| 注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。参考として、現時点での見込みを記載しています。 | | | | | | |

③ 広域観光

基本目標

- ・ 圏域内の観光入込客数 [千人] :
 [現状値] 11,941.5 (平成 27 年) → 【目標値】 16,000.0 (平成 31 年)
- ・ 圏域内の宿泊客数 [千人] :
 [現状値] 1,006.0 (平成 27 年) → 【目標値】 1,200.0 (平成 31 年)

| | | |
|---------------------|---|--|
| 協定書の 内容 | 協定項目・ 取組事項 | 都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (1) 圏域内での周遊性を高め、滞在時間の延長を図る。 |
| | 中心市の役割 | ア 関係団体等と連携し、自然、歴史、文化、食などの地域の資源を生かした観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。 イ 関係団体等と連携し、圏域内の交通移動手段及び経路を分かりやすく周知するなど、観光客の周遊しやすい環境づくりを推進する。 |
| | 関係町村の役割 | ア 関係町村の区域内における自然、歴史、文化、食、交通移動手段など、観光に関する情報を小樽市と共有する。 イ 小樽市と協働して観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。 |
| 取組の概要 | 自然、歴史、文化、景観、食、温泉、体験など多くの観光資源を有する本圏域において、これら観光資源の連携を図ることによって、観光客の満足度を高める新しい観光商品を創出します。 | |
| 取組に係る 成果指標 (KPI) | (再掲) 圏域内の観光入込客数 [千人] : [現状値] 11,941.5 (平成 27 年) → 【目標値】 16,000.0 (平成 31 年) | |
| | (再掲) 圏域内の宿泊客数 [千人] : [現状値] 1,006.0 (平成 27 年) → 【目標値】 1,200.0 (平成 31 年) | |

| | | | | | | |
|----------------------------|---------------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 具 体 的 な 事 業 | 事業名 | 7 広域観光推進事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | <p>○圏域内の観光情報を発信 圏域は、豊富な自然、歴史、文化、農水産物の資源を有していることから、新たな観光資源を発掘するとともに、小樽市を起点とした新たな観光ルートを創出し、札幌圏やクルーズ客船の乗船客等に対し、圏域に隣接する倶知安・ニセコなど後志管内町村と連携して情報を発信し、圏域内の周遊性を高める取組を推進します。</p> <p>○観光物産センター等での連携 圏域内にある観光物産センターなどを訪れる観光客に対し、圏域内の情報がどこでも提供できるように連携を図ります。</p> | | | | |
| | 期待される効果 | 広域的な観光PRを通じて観光客の周遊性を高めることによって波及効果が期待できます。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 83,789 | 89,861 | 88,240 | 88,240 | 89,540 |
| 充当財源 | 国庫補助金、使用料、諸収入 (負担金) | | | | | |

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。
 参考として、現時点での見込みを記載しています。

| | | | | | | |
|---|--|---|--------|--------|--------|--------|
| 協定書の 内容 | 協定項目・ 取組事項 | 都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (2) 道内外及び東アジア圏を始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。 | | | | |
| | 中心市の役割 | 関係団体等と連携し、観光客に対する圏域の情報を一元化して、道内、道外及び東アジア圏を始めとした諸外国に向けた観光PRを行う。 | | | | |
| | 関係町村の役割 | 小樽市と協働して観光PRを行う。 | | | | |
| 取組の概要 | 東アジア圏はもとより、東南アジア圏など、海外からのより一層の観光客の誘致を推進するために、観光プロモーションを行い、観光客のニーズにマッチした観光情報の発信や観光PRを行います。また、外国人が一人でも観光できるような受入れ環境の整備を行います。 | | | | | |
| 取組に係る 成果指標(KPI) | 圏域内の外国人宿泊客数 [人] : 【現状値】 180,741 (平成27年) → 【目標値】 332,000 (平成31年) | | | | | |
| 具 体 的 な 事 業 | 事業名 | 8 観光客誘致対策事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | <p>○観光キャンペーンの実施 小樽市が行う国内外でのキャンペーンに共に参加することより、小樽市の知名度を活用しながら観光客の誘致を図ります。</p> <p>○外国人観光客の誘致 東アジア圏はもとより、今後増加が見込まれる東南アジア圏など、海外からの観光客の誘致を進めるため、プロモーション活動や広告掲載などにより、情報発信を図ります。また、満足度を高めるため、観光案内所での外国語対応やパンフレットの多言語化など、言葉の壁を意識することなく過ごせる環境づくりに取り組みます。</p> <p>さらに、食と結びつけた観光情報をよりグローバル*な視点で発信する取組について、産・学・官での連携した取組も視野に入れ、推進します。</p> | | | | |
| | 期待される効果 | 知名度や海外留学生など小樽の強みを生かした施策により、効果的な圏域のPRと海外への観光情報の発信と受入れ体制の充実が図られます。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 47,381 | 47,045 | 47,345 | 47,345 | 47,345 |
| 充当財源 | 国庫補助金 | | | | | |
| 注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。 参考として、現時点での見込みを記載しています。 | | | | | | |

※ 「グローバル (Glocal)」とは、グローバル (Global : 地球規模の、世界規模の) とローカル (Local : 地方の、地域的な) を合わせた造語。「世界的な視野で考え、地域に根ざした視点で行動する」という考え方。

④ 教育

基本目標

- ・圏域内の文化・体育施設、文化財等への来場者数 [人] :
 [現状値] 55,099 (平成 27 年) → 【目標値】 55,700 (平成 31 年)

| | | |
|---------------------|---|--|
| 協定書の 内容 | 協定項目・ 取組事項 | 生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (1) 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。 |
| | 中心市の役割 | ア 市民センター、文学館、美術館、総合体育館等の公共施設の利用案内及びイベント、市民大学講座、各種講演会などの総合的な情報を関係町村に提供する。 イ 市民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。 |
| | 関係町村の役割 | ア 関係町村が有する公共施設の利用案内及びイベント等の情報を小樽市に提供する。 イ 関係町村の区域内の住民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。 |
| 取組の概要 | 文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、社会教育施設や体育施設で行われるイベントなどの情報を共有し、住民が講演会などに参加できる機会を提供します。 | |
| 取組に係る 成果指標 (KPI) | 圏域内の文化・体育施設の利用者数 [人] : [現状値] 2,646 (平成 27 年) → 【目標値】 2,700 (平成 31 年) | |

| | | | | | | |
|----------------|----------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 具体的 な 事業 | 事業名 | 9 文化・スポーツ交流促進事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | 圏域内の住民にとっての文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、各市町村で開催される講座や、イベント情報について、ホームページなどを活用して情報を発信するとともに、施設の相互利用を進めるなど、利便性の向上を図ります。 | | | | |
| | 期待される効果 | 圏域内の住民すべてに文化活動及びスポーツ活動など、参加の機会を提供することで、人づくりとまちの活性化が図られます。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 3,237 | 3,302 | 3,302 | 3,302 | 3,302 |
| 充当財源 | 財産収入、諸収入 (受講料) | | | | | |

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。
 参考として、現時点での見込みを記載しています。

| | | | | | | |
|---|---|--|--------|--------|--------|--------|
| 協定書の 内容 | 協定項目・ 取組事項 | 生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (2) 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。 | | | | |
| | 中心市の役割 | 圏域内における文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を市民に周知するとともに、共同で文化遺産の調査研究、展示等を行うことにより、その利活用を図る。 | | | | |
| | 関係町村の役割 | 関係町村の区域内の住民に対し、圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を周知するとともに、小樽市とともにその利活用を図る。 | | | | |
| | 取組の概要 | 圏域内にある文化財、史跡、歴史的建造物などの保存を行うとともに、共同で多様な文化遺産の利活用を図ります。 | | | | |
| 取組に係る 成果指標 (KPI) | 圏域内の文化財・史跡等の来場者数 [人] : 【現状値】 52,453 (平成27年) → 【目標値】 53,000 (平成31年) | | | | | |
| 具体的 事業 | 事業名 | 10 文化財、史跡等保全・活用事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | ○文化財、史跡などの保全・活用 各市町村にある文化財や史跡、歴史的建造物などについて、有識者、関係団体と連携し、維持・保護を図るとともに、地域資源としての利活用を推進します。 | | | | |
| | 期待される効果 | 圏域内にある文化財、史跡や歴史的建造物などの保存及び利活用を図ることにより、まちの活性化と新たな観光資源を創出することができます。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 26,640 | 38,064 | 35,718 | 35,718 | 35,718 |
| 充当財源 | 国庫補助金、基金繰入金 | | | | | |
| 注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。 参考として、現時点での見込みを記載しています。 | | | | | | |

⑤ 福祉・安心な暮らし

基本目標

・ 成年後見センター・消費者センターの共同利用の維持継続

| | | |
|----------------|--|--|
| 協定書の内容 | 協定項目・取組事項 | 住民が安心して暮らせる地域づくり 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進するとともに、福祉を始めとした住民生活に関する各種相談などに対応するため、関係団体などと連携し、圏域内の住民が安心して暮らせるための地域づくりの推進を図る。 |
| | 中心市の役割 | ア 成年後見センターの運営を支援し、共同利用を促進する。 イ 消費生活に関する情報を関係町村に提供するとともに、消費者センターの共同利用を推進する。 ウ 圏域内の住民の各種相談に対応する環境整備について、必要に応じて検討する。 |
| | 関係町村の役割 | ア 関係町村の区域内の住民に対し、小樽市社会福祉協議会が運営している成年後見センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。 イ 関係町村の区域内の住民に対し、小樽市からの消費生活に関する情報を提供するほか、小樽市が設置している消費者センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。 ウ 小樽市が行う各種相談業務を関係町村の地域の住民が利用できるよう、その環境整備について、必要に応じて小樽市と検討する。 |
| | 取組の概要 | 圏域内の住民の権利擁護の相談や利用支援を行うため、成年後見センターを運営する小樽市社会福祉協議会を支援するとともに、小樽・北しりべし消費者センターの共同利用の推進に努めます。 |
| 取組に係る成果指標(KPI) | 「小樽・北しりべし成年後見センター」における 相談件数(圏域6市町村分)【件】： 【現状値】 432(平成27年) → 【目標値】 430(平成31年) | |
| | 「小樽・北しりべし消費者センター」における 相談件数(圏域6市町村分)【件】： 【現状値】 866(平成27年) → 【目標値】 870(平成31年) | |

| | | | | | | |
|--------|------------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 具体的な事業 | 事業名 | 11 小樽・北しりべし成年後見センター支援事業 | | 実施主体 | 全市町村 | |
| | 事業内容 | 圏域構成市町村は、小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターにおいて、権利擁護の相談などの機能充実と、市民後見人の育成を図るための必要な支援を行います。 | | | | |
| | 期待される効果 | 認知症や、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分で、なおかつ資産がない方や少ない方の権利を守り、地域で安心して生活できる環境を整備することができます。 | | | | |
| | 年度別事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 21,628 | 28,477 | 28,477 | 28,477 | 28,477 |
| 充当財源 | 国庫補助金、道補助金、基金繰入金 | | | | | |

| | | | | | | |
|---|----------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 具体的な事業 | 事業名 | 12 消費生活相談体制連携事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | 消費生活関連の多様化・複雑化したトラブルを回避するために、圏域内の住民が小樽・北しりべし消費者センターで消費生活に関する相談を受けられる体制を図ります。 | | | | |
| | 期待される効果 | よりきめ細かく消費者相談ニーズに対応することができます。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 8,329 | 8,941 | 8,941 | 8,941 | 8,941 |
| 充当財源 | 道補助金、諸収入（負担金） | | | | | |
| 注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。 参考として、現時点での見込みを記載しています。 | | | | | | |

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業概要

① 地域公共交通

基本目標

- ・ 広域的なバス路線の路線数（積丹線・余市線・銀山線・赤井川線）[路線]：
 [現状値] 4（平成27年）→【目標値】 4（平成31年）
- ・ 広域的なバス路線（積丹線・余市線・銀山線・赤井川線）の年間運行回数[回]：
 [現状値] 7,773（平成27年）→【目標値】 7,700（平成31年）

| | | |
|----------------|---|---|
| 協定書の内容 | 協定項目・取組事項 | 生活路線や交通手段の維持及び確保 (1) 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。 |
| | 中心市の役割 | ア 駅やフェリーターミナル、病院、観光地、商店街などとのアクセス向上のため、路線バスの分かりやすく、利用しやすい経路やダイヤ案内、雪や寒さを防ぐバスシェルターの整備などの取組を支援する。 イ 関係団体等と協力し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。 |
| | 関係町村の役割 | ア 住民の移動動態を把握し、バス路線の効率的な運行経路、運行時間等について、小樽市に情報を提供する。 イ 小樽市と連携し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。 |
| 取組の概要 | 生活の移動手段として自動車が必要な役割を担っているものの、その一方で、高齢者や学生など、自動車を運転しない市民にとって、バスなどの公共交通は日常生活に欠かせない交通手段となっていることから、関係事業者と調整を図り、通勤・通学、通院などに必要な生活交通の維持・確保を行うとともに、公共交通の利用向上について調査・研究を行います。 | |
| 取組に係る成果指標(KPI) | 積丹線・銀山線・赤井川線の年間輸送人員（各路線合計）[人]： [現状値] 329,950（平成27年）→【目標値】 330,000（平成31年） | |

| | | | | | | |
|--------|------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 具体的な事業 | 事業名 | 13 生活路線バス運行事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | <p>○生活路線バスの確保 関係町村の住民が町村内の病院・診療所や中心市である小樽市の都市機能を利用するため、日常生活に必要な路線バスの維持・確保を図ります。</p> <p>○圏域における地域に見合った地域公共交通の在り方の検討 高齢化が進展する中、生活機能の維持を図るために、運行時間や乗降箇所などの実態把握を通じ、圏域内の公共交通の在り方等について検討します。</p> | | | | |
| | 期待される効果 | 公共交通ネットワークを維持することにより、中心市である本市の病院や、商業施設といった都市機能を広域的に利用することができ、生活に必要な交通手段を維持することができます。 | | | | |
| | 年度別事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 33,328 | 34,003 | 36,083 | 36,083 | 36,083 |
| 充当財源 | | | | | | |

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。
 参考として、現時点での見込みを記載しています。

| | | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|--|
| 協定書の 内容 | 協定項目・ 取組事項 | 生活路線や交通手段の維持及び確保 (2) 多様な交通手段の組合せにより、地域の生活環境や観光客の利便性などを確保する。 | | | |
| | 中心市の役割 | 公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域や時間帯での交通アクセスについて、デマンドタクシーやレンタカーなどを組み合わせた多様な交通移動手段の利用も考慮した総合的な交通体系を構築する。 | | | |
| | 関係町村の役割 | 小樽市と連携し、総合的な交通体系の構築に取り組む。 | | | |
| 取組の概要 | 地域住民の通院などの交通手段の確保のため、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない交通アクセスの維持確保のため、関係する事業への補助を行うとともに、関係町村にある交通手段の実態を把握します。 | | | | |
| 取組に係る 成果指標(KPI) | 各市町村におけるコミュニティバスの年間輸送人員 (積丹町・古平町分の合計) [人]: [現状値] 25,353 (平成27年) → 【目標値】 25,300 (平成31年) | | | | |

| | | | | | | |
|----------------------------|----------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 具 体 的 な 事 業 | 事業名 | 14 多様な交通手段の維持及び検討事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | <p>○通院バス等の維持 現在、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域での診療所などへの交通手段の確保を行います。</p> <p>○多様な交通手段の確保の検討 圏域住民及び観光客などの利便性向上のため、多様な交通手段の確保について検討を行います。</p> | | | | |
| | 期待される効果 | 地域の生活交通の維持が図られます。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 10,691 | 11,195 | 13,300 | 13,300 | 13,300 |
| 充当財源 | | | | | | |

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。
参考として、現時点での見込みを記載しています。

② 情報格差の解消へ向けたICT（情報通信技術）インフラの整備

基本目標

- ・小樽後志地域医療連携システム（ID-Link）に登録している
圏域内の医療機関数 [か所] :
 [現状値] 10（平成27年）→【目標値】 10（平成31年）

| | | | | | |
|--------|----------------|---|--|--|--|
| 協定書の内容 | 協定項目・取組事項 | 地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークの構築・充実を図る。 | | | |
| | 中心市の役割 | ア 医療機関のオーダリングシステム、電子カルテなどの電子化に伴い、画像等の患者情報を必要とする医療機関に転送できるICTネットワークの構築・充実を図る。 イ 遠隔地画像診断システムの導入について、調査研究を行う。 | | | |
| | 関係町村の役割 | ICTネットワークの構築・充実にあたり、関係町村の区域内の関係医療機関と調整する。 | | | |
| | 取組の概要 | 圏域内の各医療機関におけるICTインフラの実態把握を行い、ICTネットワークの構築・充実を図ることにより、患者の診療情報の共有化を図ります。 | | | |
| | 取組に係る成果指標（KPI） | (再掲) 小樽後志地域医療連携システム（ID-Link）に登録している 圏域内の医療機関数 [か所] : [現状値] 10（平成27年）→【目標値】 10（平成31年） | | | |

| | | | | | | |
|--------|------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 具体的な事業 | 事業名 | 15 地域医療連携システム推進事業 | 実施主体 | 全市町村 | | |
| | 事業内容 | ○医療機関相互のネットワークシステムの構築 地域医療における病院・診療所の連携を図るため、インターネットを介して患者診療情報を共有する地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図ります。 | | | | |
| | 期待される効果 | 中心市の病院と関係町村にある病院・診療所の連携により、地域医療体制の維持・確保が図られます。 | | | | |
| | 年度別事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | — | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 充当財源 | | | | | | |

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。
参考として、現時点での見込みを記載しています。

③ 道路等の交通インフラの整備

基本目標

圏域内の高速道路や国道、道道の整備促進：

- ・北海道横断自動車道（余市～小樽間）の完成（平成30年度予定）
- ・国道5号（忍路防災・塩谷防災・栄町中央帯整備（フゴッペトンネル））の整備促進
- ・その他、圏域内の国道の安全対策・道道の新設等に係る整備促進、など

| | | | | | | |
|---|--|--|--------|--------|--------|--------|
| 協定書の内容 | 協定項目・取組事項 | 効率的な道路交通ネットワークの形成 駅や港、高速道路、国道などの基幹交通と連結する道路網の形成に向けた取組を推進する。 | | | | |
| | 中心市の役割 | 北海道横断自動車道や国道、道道など、市町村間を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、北海道新幹線やフェリー航路ともスムーズな往来ができるような交通ネットワークの形成に向けた検討を行う。 | | | | |
| | 関係町村の役割 | 小樽市と連携し、道路ネットワークの形成に向けて取り組む。 | | | | |
| | 取組の概要 | 圏域内の国道・道道の整備促進、北海道横断自動車道（共和～小樽間）の早期完成や北海道新幹線の札幌までの早期開業が図られるよう、関係機関との連携を図ります。 | | | | |
| 取組に係る成果指標（KPI） | 札幌自動車道の通行量 [台/日]： [現状値] 51,780（平成27年） → 【目標値】 55,000（平成31年） | | | | | |
| 具体的な事業 | 事業名 | 16 地域交通基盤整備推進事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | 圏域内の道路ネットワークの利便性の向上を図るため、圏域構成市町村が共同で、市町村間を結ぶ国道・道道の整備等について、関係機関と調整を図っていくとともに、高速道路や北海道新幹線と連結する交通ネットワークについて検討します。 | | | | |
| | 期待される効果 | 国などの関係機関と連携を図り、市町村間を結ぶ幹線道路の整備を行うことにより、圏域内の基幹交通のネットワーク化が図られます。 | | | | |
| | 年度別事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 14,550 | 19,637 | 1,914 | 1,914 | 1,914 |
| 充当財源 | 国庫補助金 | | | | | |
| 注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。 参考として、現時点での見込みを記載しています。 | | | | | | |

④ 生産者と消費者との連携による地産地消

基本目標

- ・ 地元農水産物の魅力発信等を目的としたイベントの来場者数（圏域内合計）[人]：
 【現状値】 38,000（平成27年）→【目標値】 50,000（平成31年）

| | | |
|--------------------|---------------|--|
| 協定書の 内容 | 協定項目・ 取組事項 | 新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。 |
| | 中心市の役割 | ア 圏域内の農業者及び漁業者とホテル等の飲食店の調理人とが連携して実施する取組（味覚フェスティバル等の開催）を支援し、圏域内の食材や調理方法のPRを行う。 イ 区域内の商業施設で行われる産地直売イベントに参加し、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。 |
| | 関係町村の役割 | ア 生産者とホテル等の飲食店の調理人とが連携して実施する取組を小樽市と協力して支援する。 イ 産地直売イベントに参加するとともに、地元の公共施設や集客施設などを活用して、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。 |
| 事業の概要 | | 圏域内で生産される新鮮で安心・安全な農水産物や加工品を広く住民に周知を図るとともに、イベントの開催や商業施設で開催される産地直売に参加し、消費拡大を図ります。 |
| 取組に係る 成果指標（KPI） | | （再掲）地元農水産物の魅力発信等を目的としたイベントの 来場者数（圏域内合計）[人]： 【現状値】 38,000（平成27年）→【目標値】 50,000（平成31年） |

| | | | | | | |
|----------------------------|----------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 具 体 的 な 事 業 | 事業名 | 17 地元農水産物魅力度アップ事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○圏域内の農水産物に関する情報の収集と発信 各市町村が地元で生産される農水産物の魅力を知ってもらうために開催しているイベントや圏域内で生産される農水産物、直売所、体験農園などの情報を収集し、圏域内外に発信します。 ○イベントへの参加 圏域内の商業施設等で開催されるイベントに参加し、圏域内で生産される農水産物の魅力を知ってもらい、消費拡大を図ります。 ○食育の推進 健全な食生活の実現、食文化の継承の観点から、地域の食材に関する様々な知識の向上と地域の食材の活用を推進するための取組を行います。 | | | | |
| | 期待される効果 | 圏域内の地産地消の取組や農商工連携の取組を推進することにより、圏域内で生産される食材の魅力を知ってもらうことで、消費拡大による地域経済の活性化につながります。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 9,445 | 9,616 | 9,616 | 9,616 | 9,616 |
| 充当財源 | 国庫補助金 | | | | | |

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。
 参考として、現時点での見込みを記載しています。

⑤ 圏域内外の住民との交流及び移住

基本目標

- ・ 圏域内人口の社会増減数（転入－転出）[人]：
 [現状値] $\Delta 933$ （平成27年）→【目標値】 $\Delta 880$ （平成31年）
- ・ （再掲）圏域内の観光入込客数[千人]：
 [現状値] 11,941.5（平成27年）→【目標値】 16,000.0（平成31年）

| | | | | | | |
|---|--------------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 協定書の 内容 | 協定項目・ 取組事項 | 圏域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進 首都圏を中心に圏域における暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。 | | | | |
| | 中心市の役割 | ア 東京や大阪などの大都市に加え、札幌周辺の都市において、圏域の自然や気候、産業、住宅、物価、イベントなど、暮らしに関する情報を発信する。 イ 圏域への居住や季節居住、二地域居住などの希望に対応できるよう宿泊施設や不動産業者と連携して取り組む。 | | | | |
| | 関係町村の役割 | 関係町村の区域内における暮らしに関する情報やイベント情報などを小樽市とともに発信し、居住体験や長期滞在を推進する。 | | | | |
| | 取組の概要 | ホームページや首都圏で開催されるイベントの参加により、首都圏を中心に暮らしの情報や観光、食の魅力を情報発信するとともに、移住体験への参加を促し、圏域の魅力の周知を図ります。 | | | | |
| | 取組に係る 成果指標（KPI） | 圏域各市町村の移住担当窓口で把握した移住者数[人]： [現状値] 16（平成27年）→【目標値】 62（平成31年） | | | | |
| 具体的 な事業 | 事業名 | 18 移住・交流促進事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | ○圏域内外の住民との交流促進 多くの人たちが集まる温泉施設やキャンプ場などの自然体験施設の運営を通じ、圏域内外の住民との交流を図ります。 ○移住促進 地域の魅力や暮らしの情報、移住体験、就農者を受け入れるための支援等の取組をホームページで情報発信するとともに、首都圏等で開催されるイベントで紹介します。 | | | | |
| | 期待される効果 | 広域的な視点での暮らしの情報を提供することができ、移住・交流促進につながります。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 45,889 | 48,971 | 44,487 | 44,487 | 44,487 |
| 充当財源 | 国庫補助金 | | | | | |
| 注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。 参考として、現時点での見込みを記載しています。 | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|--|--------|--------|--------|--------|
| 協定書の内容 | 協定項目・取組事項 | 圏域における情報共有・情報提供の充実 圏域内の各市町村が持つ行政情報等を共有し、住民に積極的に提供する仕組みをつくる。 | | | | |
| | 中心市の役割 | 圏域内の各市町村が作成する広報誌や各種パンフレット等を集約し、圏域全体の行政情報等を定期的に更新しながら、一体的に各市町村の住民に提供する仕組みを構築する。 | | | | |
| | 関係町村の役割 | 各種行政情報等を小樽市に提供するとともに、小樽市から提供された圏域全体の当該情報等を住民に提供する。 | | | | |
| 取組の概要 | 北しりべし定住自立圏の取組の圏域内住民への周知・浸透や交流の促進を目的として、共生ビジョンに基づき実施している事業のほか、各市町村の行政情報等を一体的に各市町村において住民に提供します。 | | | | | |
| 取組に係る成果指標(KPI) | 圏域各市町村における圏域情報提供箇所数(か所): 【現状値】 1(平成27年) → 【目標値】 6(平成31年) | | | | | |
| 具体的な事業 | 事業名 | 19 圏域における情報共有・情報提供推進事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | 圏域市町村の行政情報等を一体的に各市町村において住民に提供し、北しりべし定住自立圏の取組の圏域内住民への周知・浸透や交流の促進を図ります。 | | | | |
| | 期待される効果 | 各市町村の行政情報等を圏域内の住民が共有でき、交流の促進につながります。 | | | | |
| | 年度別事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 充当財源 | | | | | | |
| 注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。 参考として、現時点での見込みを記載しています。 | | | | | | |

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業概要

① 人材の育成

基本目標

- ・ 中心市が実施する各種講座やセミナー等の地域人材育成事業への参加者数 [人] :
 [現状値] 38 (平成 27 年) → 【目標値】 38 (平成 31 年)

| | | |
|-----------------|---|--|
| 協定書の内容 | 協定項目・取組事項 | 地域をけん引する人材の育成及び確保 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成するとともに、専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。 |
| | 中心市の役割 | ア 国立大学法人小樽商科大学との包括的な連携協定に基づき開催される研修、交流などに際し、関係町村の職員等に参加の機会を提供する。 イ 区域内の高等教育機関が実施する公開講座、政策研究、企業経営相談などの事業について、関係町村に情報を提供する。 ウ 専門的知識や広い見識を有する人材を確保するため、民間企業等の経験者の職員採用や北海道等の自治体職員との相互人事交流を進める。 |
| | 関係町村の役割 | 小樽市から情報提供があった公開講座等について、必要に応じ、関係町村の職員や関係者を派遣する。 |
| 取組の概要 | 小樽市や各団体が主催する講演会のほか、小樽市内の高等教育機関が実施する公開講座などへ圏域内の住民にも参加できる機会を提供し、広く見識を有した人材を育成します。 | |
| 取組に係る成果指標 (KPI) | (再掲) 中心市が実施する各種講座やセミナー等の 地域人材育成事業への参加者数 [人] : [現状値] 38 (平成 27 年) → 【目標値】 38 (平成 31 年) | |

| | | | | | | |
|--------|------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 具体的な事業 | 事業名 | 20 地域人材育成事業 | | | 実施主体 | 小樽市 |
| | 事業内容 | ○各種セミナーの開催 小樽市が開催する商工業振興施策説明会や、各種団体等が行うオープンセミナーのほか、市内の高等教育機関が実施する公開講座などに圏域内の企業や住民が参加できる機会を提供し、人材育成を図ります。 | | | | |
| | 期待される効果 | 将来の圏域を担う人材を育成することができます。 | | | | |
| | 年度別事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 充当財源 | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------------------|----------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 具 体 的 な 事 業 | 事業名 | 21 魅力ある圏域づくり推進事業 | | | 実施主体 | 小樽市 |
| | 事業内容 | ○北しりべし住民会議（仮称）の設置 魅力ある圏域づくりを行うために、各地域の各分野で活躍している人材の連携を推進し、地域課題の発見と解決を図るための場の創出を図ります。 | | | | |
| | 期待される効果 | 持続可能な圏域を形成するための事業が円滑に進めることができ、地域課題の解決が図られます。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | — | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 充当財源 | | | | | | |

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。
参考として、現時点での見込みを記載しています。

② 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用

基本目標

- ・圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る会議の設置数【件】：
【現状値】 0（平成27年）→【目標値】 12（平成31年）

| | | |
|--------------------|---|---|
| 協定書の 内容 | 協定項目・ 取組事項 | 情報交換・意見交換の場の活用 職員間の情報交換や意見交換の場を積極的に設け活用する。 |
| | 中心市の役割 | 小樽市の各部局から積極的に関係町村に対し情報提供を図るとともに、意見交換の場を積極的に設け、意思疎通を図る。 |
| | 関係町村の役割 | 小樽市の各部局からの情報提供や意見交換の場への参加を通じ、意思疎通を図るとともに、関係町村からも必要に応じ情報提供や意見交換の場を設けることに努める。 |
| 取組の概要 | 圏域内における各自治体間の職員の連携強化を図るため、情報交換や意見交換の場を積極的に設け、その活用を図ります。 | |
| 取組に係る 成果指標（KPI） | （再掲）圏域内の行政課題解決に向けた意見交換・協議等に係る 会議の設置数【件】： 【現状値】 0（平成27年）→【目標値】 12（平成31年） | |

| | | | | | | |
|----------------------------|----------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 具 体 的 な 事 業 | 事業名 | 22 圏域職員間の情報交換等強化事業 | | | 実施主体 | 全市町村 |
| | 事業内容 | 圏域内の自治体職員間の情報交換や意見交換の場の積極的活用により、意思疎通の強化を図ります。 | | | | |
| | 期待される効果 | 地域の課題が複雑化・多様化している中で、共通認識が図られ、円滑な広域行政の推進が期待できます。 | | | | |
| | 年度別 事業費(千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | 0 | 141 | 141 | 141 | 141 |
| 充当財源 | 国庫補助金 | | | | | |

注) 事業費については、毎年度の予算により定めますので未定です。
参考として、現時点での見込みを記載しています。